

徳島市地域防災計画 令和4年修正（案）

1 徳島市地域防災計画について

徳島市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく本市の災害対策の基本となる計画として、徳島市防災会議が作成するものであり、国が定める「防災基本計画」、県が定める「徳島県地域防災計画」との整合を図りながら、本市の災害対策として実施する、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」等について対処すべき事項を定めたものです。

2 主な修正項目

- (1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し
- (2) DX、GXを活用した災害対応力の強化
- (3) 災害時の「新型コロナウイルス感染症」対策
- (4) 国の防災基本計画の修正に伴う取組
- (5) 県の施策等の推進に伴う取組
- (6) 本市災害対応力の向上を図るための取組
- (7) 組織改正にともなう災害対策本部の再編

本修正では、災害対策基本法の改正や、国の防災基本計画の修正、県の施策等の推進に伴う取組等へ整合させながら、本市独自の取組として「本市災害対応力の向上を図るための取組」及び「組織改正にともなう災害対策本部の再編」についても規定します。

(1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し

災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことにともない、国の「防災基本計画」及び県の「徳島県地域防災計画」についても修正がなされています。

○避難情報の見直し

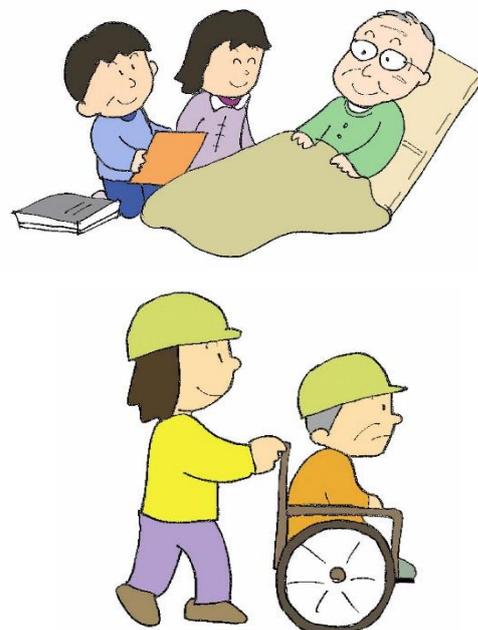
災害対策基本法の改正により、これまで警戒レベル4にあたる「避難勧告」と「避難指示」が『避難指示』に一本化されました。これを受けて、従来における「避難勧告」の段階から『避難指示』を行うことになるため、平時から「災害時における業務の絞り込みや役割分担」を行い、『避難指示』の発令を躊躇することが無いよう、全庁的に体制を構築します。

また、避難指示等の発令に対し、効果的に避難行動が行われるよう、対象地域を適切に設定するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令（「深夜の発令は極力避け、明るいうちに発令する」等）に努めます。



○避難行動要支援者の避難の実効性確保

この度の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的に、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化しています。これを受け、避難行動要支援者について、地域の支援団体等の避難支援等関係者と連携して、個別避難計画の作成を進めるとともに、福祉専門職等との連携も検討すること、また、個別避難計画の適切な管理に努めることとします。



(2) DX、GXを活用した災害対応力の強化

○災害対応におけるDXの推進

DX（デジタル・トランスフォーメーション）では、SNS等を活用した情報発信、情報収集について活用する方法を調査・研究していきます。

○災害対応に資するGXの活用

GX（グリーン・トランスフォーメーション）では、企業との協定等により、水素燃料電池自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用することを規定します。



(3) 災害時の「新型コロナウイルス感染症」対策

○自宅療養者等の避難対策

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、関係機関と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めることとしています。これを受け、県と連携し、自宅療養者の避難先の確保に向けた具体的な検討・調整を行います。

○広域応援に係る感染症対策

職員派遣に当たり、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、健康管理やマスク着用を徹底するとともに、執務スペースにおいても、レイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、感染症対策を行います。



(4) 国の防災基本計画の修正に伴う取組

○女性の視点を踏まえた防災対策の推進

防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮します。

特に、女性用トイレの快適な環境など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。



○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

福祉避難所の指定にあたり、市有施設等の公共施設、宿泊施設等の活用による福祉避難所の確保を図るとともに、あらかじめ受入対象者を特定して公示する制度の導入に向けて、施設管理者等との調整や体制づくりに努めます。また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めます。

指定避難所について、災害発生状況に応じ、施設が量的に不足する場合には、野外テント等、指定避難所以外のものも含め、可能な限り多くの避難所を開設し、多様な手段を活用して周知します。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものも含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めます。



(5) 県の施策等の推進に伴う取組

○「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づく公表手順等

全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定することを受け、本取り組みに対し協力することを規定します。

○要配慮者施設等における「津波避難確保計画」作成の促進及び「津波避難訓練」による実効性の確保

津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の「避難確保計画」の作成や「津波避難訓練」実施の支援に対する取り組みについて協力をを行い、実効性の確保に努めます。

記載例
社会福祉施設 避難確保計画
対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波） 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）
【施設名： ○○○○○○ 】
○ 年 ○ 月 作成

○「徳島県災害廃棄物処理計画」改定に伴う取組み

災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう留意し、また、

処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるよう規定します。

(6) 本市災害対応力の向上を図るための取組

○大規模災害時における要保護児童等への対応

被災による孤児・遺児等の要保護児童等の速やかな把握と、徳島県こども女性相談センター等との連携について、つぎのとおり手順を明確にします。

①被害状況等の情報収集

被害状況の把握に努め、住民に対し、掲示板、報道機関、インターネット等を活用し、要保護児童等の保護及び情報提供への協力を呼びかける。

②要保護児童等の発見

学校、避難所等からの情報に加え、避難所等への訪問による実態把握を行い、親族等への情報提供により、要保護児童等の速やかな発見に努め、こども女性相談センターへ情報提供を行う。

③学校等における未引き取り児童等への対応

災害対策本部と学校等が協議し、避難所及び児童等の状況を考慮して柔軟に対応する。

④要保護児童等に対する措置

一時保護及び保護が必要な要保護児童等については、こども女性相談センターと協議し、安全性等の状況に応じた移送を行う。

○復興まちづくりのための事前準備事業

南海トラフ地震等の大規模災害時において、災害発生後の「復興計画」を円滑に策定し、いち早く復興まちづくりに取りかかることができるよう、「復興事前準備」に取り組むことを規定します。



○防災サポーター登録育成事業

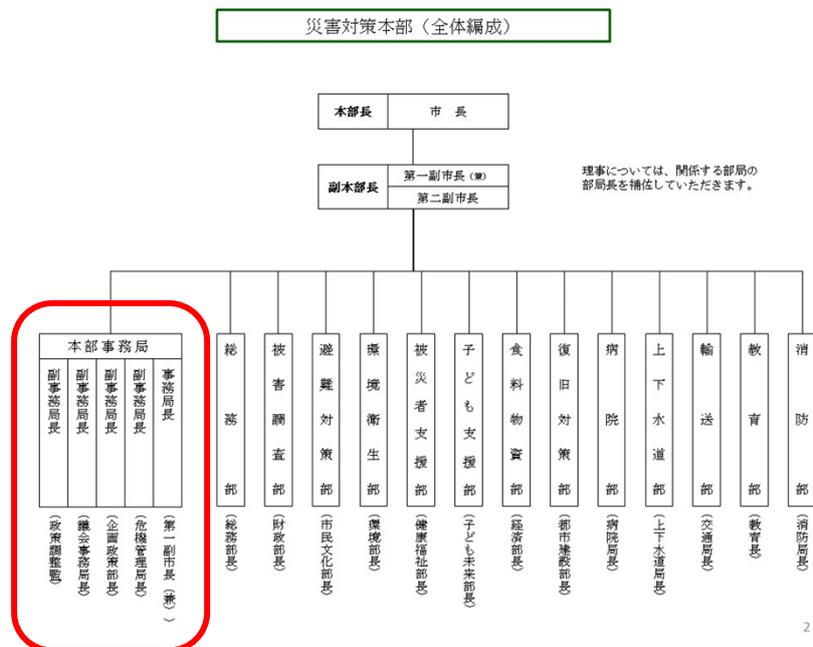
防災士を対象とした「防災サポーター登録育成制度」を発足させ、地域の人材の育成と、防災士同士の横の繋がりを強固な物としていただくとともに、平常時においてはSNS等により市民により近い立場から防災情報を発信していただき、大規模災害時には市民を牽引する役割を担っていただく体制づくりを推進します。



(7) 組織改正にともなう災害対策本部の再編

○本部事務局の設置

令和3年度の徳島市組織改正に対応するとともに、第一副市长を事務局長とする「本部事務局」を新設し、大規模災害時等の意思決定の迅速化を図ります。



○災害時広報の強化

「避難情報」だけでなく、市の対応状況など、災害関連情報を積極的に発信していけるよう、災害対策連絡本部および災害対策準備会議の体制構築を図ります。